

# ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

## ★★★★消防法改正のお知らせ(令和2年2月1日施行)★★★★

令和元年7月18日京都府京都市伏見区で発生した爆発火災を受けて、ガソリンの適正な使用を徹底するため、消防法で

- ① **本人確認**(運転免許証の提示など)
- ② **使用目的の確認** を行うとともに、**販売記録を作成すること** が義務付けられます。

7月の火災発生以降、これまでもガソリンを携行缶で購入される皆様にはご協力をお願いしてまいりましたが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



## ★ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ★

灯油用ポリ容器



ガソリンは灯油用ポリ容器に入れることはできません！！

ガソリン携行缶



### ！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
  - ①エンジン停止
  - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください！！



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります！！

※イラストは、総務省消防庁より抜粋

【お問合せ先】

佐世保市消防局予防課(保安係) TEL 0956-23-9257(直通)